

4-2 環境影響評価準備書の作成

環境影響評価準備書の作成に当たっての留意事項は、表4-3のとおりである。

また、環境影響評価準備書の作成に当たっての構成例は、表4-4に示すとおりである。なお、この例は、事業特性及び地域特性を考慮し、修正するものとする。

表4-3 環境影響評価準備書の作成に当たっての留意事項

- 広く一般住民が理解できるよう、分かりやすく簡潔な文書で記述すること。
- 学術用語、法令用語等には注釈を付けること。
- 客観的な事実と、それを基に推論した見解とは、明確に区別すること。
- 地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを用いること。
- 各種地図情報は、縮尺及び範囲を統一すること。なお、統一しない理由がある場合は、明記すること。
- 地図情報には、事業計画地を明示すること。
- 文献又は資料等を用いる場合は、出典（著者名、名称、調査年等）明記するとともに、できる限り信頼性の高く最新のものを用いること。
- A4縦の用紙に横書きとすること。なお、図表等についてそれを超えるサイズの用紙を使う場合は、A4に折り込むこと。
- 調査、予測及び評価は、環境要素ごとに調査、予測、環境保全措置、評価を一括して記述すること。
- 地域の概況は、対象事業実施区域及びその周辺区域の概況として簡潔にまとめること。記載に当たっては、図表等を活用し、データ等の羅列や必要以上に広域な情報の記載は避けること。
- 予測、評価及び環境保全措置に関する記載を充実させること。
- 計画段階で考慮した環境保全対策と、環境影響評価の結果必要となった保全対策との区別を明確にすること。
- 環境保全対策及び事後調査については、できる限り具体的に記載し、かつ、事業者の責任を明確にすること。
- 準備書に基づいて検証が可能なよう明確な記載をすること。
- 結果を導く過程に飛躍がないようにすること。
- 評価は、すべて安全側に行うことを基本とすること。
- 要約書は、準備書の内容を分かりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料用として作成すること。
- 要約書の作成に当たっては、より一層理解しやすい内容とするように努めること。

表 4-4 環境影響評価準備書の構成 (例)

第1章 事業者の氏名及び住所	(9) 法令の規制等の状況
第2章 事業計画の概要	(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況
1 事業の目的	(11) その他の事項
2 事業の内容	第4章 環境影響評価及び事後調査計画
3 事業の種類	1 環境影響評価の項目
4 事業の規模	(1) 環境影響評価の項目
5 事業実施区域	(2) 環境影響評価の項目の選定理由
6 事業計画	(3) 知事の技術的助言の内容
(1) 土地利用計画	2 調査、予測及び評価
(2) 施設計画	(1) 大気質
(3) 工程計画	ア 調査
(4) 施設運営計画	イ 予測
(5) 造成計画 (土石採取、廃棄計画を含む。)	ウ 環境保全措置
(6) 緑化計画	エ 評価
(7) 防災計画	(2) 騒音
(8) 環境保全計画
(9) 関連事業計画
第3章 地域の概況	3 環境影響の総合的な評価
1 自然的状況	4 事後調査計画
(1) 大気環境の状況	(1) 事後調査の項目
(2) 水環境の状況	(2) 事後調査の手法
(3) 土壌及び地盤の状況	第5章 環境影響評価方法書に対する住民意見の概要及び知事の意見と事業者の見解
(4) 地形及び地質の状況	(1) 方法書についての住民意見の概要
(5) 動植物及び生態系の状況	(2) 方法書についての知事意見
(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	(3) 方法書についての住民意見及び知事意見についての事業者の見解
2 社会的文化的状況	第6章 委託を受けた者の氏名及び住所
(1) 人口及び産業の状況	
(2) 行政区画の状況	
(3) 土地利用の状況	
(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
(5) 交通の状況	
(6) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況	
(7) 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画	
(8) 都市計画法に基づく地域地区の状況	